村山市次世代まちづくり開発促進事業に係る上水道施設整備費用負担取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村山市水道事業の給水区域において、定住促進と給水人口の確保を図るため、村山市次世代まちづくり開発促進事業補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という)に係る上水道施設を水道事業管理者(以下「管理者」という)が施行するにあたり、村山市水道給水条例(以下「条例」という)に定めるもののほか、その施設整備に要する工事費等の民間事業者費用負担及びその他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 給水区域 条例第2条に規定する区域
 - (2) 民間宅地開発 民間事業者による宅地等分譲開発をいう
 - (3) 上水道施設 配水管及び仕切弁、給水分岐から宅地内止水栓までをいう
 - (4) 工事費等費用 上水道施設整備に関わる工事費、事務経費等に要する費用をいう

(対象開発事業及び事業者)

第3条 本要綱の適用を受ける民間宅地開発は、市が実施する補助金交付要綱による補助金 の交付を受ける宅地開発及びその民間事業者(以下「開発者」という)とする。

(対象上水道施設工事)

第4条 管理者が整備する上水道施設は、第3条に該当する宅地開発区域内の補助対象道路 において整備する施設及び既設配水管との接続工事とする(以下「対象工事」という)。

(整備依頼書の提出)

第5条 宅地開発を行おうとする開発者は、あらかじめ管理者と協議のうえ、当該開発に際して上水道施設整備が必要な場合は、管理者に対して上水道施設整備依頼書(様式-1)を提出し、整備を依頼しなければならない。

(対象工事費)

第 6 条 対象工事費用については、開発者において工事費算出に必要な設計資料を管理者に 提出したうえで、管理者が当該工事費を算出し、開発者がその費用の一部を負担するもの とする。 (協定の締結)

第7条 管理者と開発者とは、当該上水道施設整備に先立ち、整備に要する費用及びその開発 者負担額、施工区分、その他必要な事項について、民間宅地開発における上水道施設整備工 事費用負担協定書(様式-2)により協定を締結するものとする。

(管理者負担工事費)

- 第8条 当該施設整備の管理者負担工事費は、次により算出するものとし、それによる管理者及び開発者双方の工事費用負担額について、前条で規定する協定書に明記するものとする。
 - (1) 対象工事費に対して、当該宅地分譲1区画あたり対象配水管整備延長24m相当分の 工事費を上限に負担するものとする。

(工事の施行)

- 第9条 第7条の協定締結後の工事施行については、次により行うものとする。
 - (1) 工事着手時期、施工管理等は、開発者施行、管理者施行それぞれの工事について工程 調整等行いながら実施すること。また、工事費の縮減、早期完成に努めること。

(開発者が行う工事)

第10条 開発者が自ら、当該対象施設の整備を行うときは、別途定める「村山市開発行為等 に伴う上水道施設整備取扱い要綱」に即して行うものとする。

(費用の精算)

第11条 第7条で締結した工事が完成したときには、民間宅地開発における上水道施設整備 工事費用負担精算協定書(様式-3)により協定を締結するものとする。

(完成検査立会)

第12条 開発者は、必要により対象工事の工事完成檢査に立ち会うことができるものとする。

(費用の支払)

第13条 開発者は、当該施設整備工事が支障なく適正に施行完成されたと認める場合は、管理者が発行する工事費用負担金請求書(様式-4)により、速やかに工事負担金を納付するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。